

3. 保険料を滞納すると

納期が過ぎても保険料を納めない人には、次のような措置が取られます。

納期限から20日を過ぎると、督促料(とくそくりょう)や延滞金がかかります。



保険証の有効期間が短くなります。



納期限から1年以上滞納すると、保険証を返していただき代わりに「被保険者資格証明書」が交付されます。資格証明書が交付されると、病院での費用がいったん全額自己負担となります。



納期限から1年半以上滞納すると、国保の給付が差し止められます。

そのほかに、財産などが差し押さえられることがあります。

口座振替をご利用ください。

口座振替にされると、納め忘れがないうえに、金融機関へ納めに行く手間もなくなり大変便利です。

手続きは簡単

「口座振替依頼書」は市役所または各連絡所、市内の金融機関にあります。

必要事項を記入し押印後、金融機関の窓口へ申し込みください。

口座振替は申し込みをされた月の翌月から始まります。

保険料の納付が困難なときは市民課収納係へご相談ください。

保健事業

市では健康増進と医療費低減のために、次のような保健事業を行っています。

● 人間ドックの補助

(健康診断料の助成)

病気の早期発見・早期治療には健康診断(以下健診)が効果的です。市では、次に該当する場合に健康診断料の補助を行っています。

◇対象者

市の国保に加入している人で、健診時において満35歳以上70歳未満の人。ただし、保険料を滞納していない世帯の人

◇助成条件

年1回を限度。健診料が25,000円以上かかった場合

◇助成金額 20,000円

◇申請期限 健診を終えた日から6カ月以内

※受診される前に、助成申請書を市役所または連絡所でお受け取りください

● フィットネス倶楽部

生活習慣病の予防と健康増進のためにフィットネスを始めませんか。市では「フィットネス倶楽部」で皆さんの健康づくりを応援しています。

◇対象者

市の国保に加入している人で、申し込み時において満30歳以上の人。ただし、保険料を滞納していない世帯の人

◇利用施設 CLUB M(クラブエム) [可児市下恵土]

◇実施期間 年に4期間 (運動メニューに沿って各自のペースで行います)

◇受講料 個人負担額 1期間につき7,200円(税別) [市の負担額 16,800円(税別)]

※別途スポーツ保険料500円が必要です

◇申込み 直接市民課国民健康保険係へ